かくて二月十三日炭坑事務所に於て、炭坑側坑主以下四名、組合側前記代表者三名接衝の結果左記條件を以つて解決すると共に傷害被疑者は當局に於て微罪處分に附し同日全部釋放せり。

解決條件

一、治療費全額負擔

二、其他の費用として金一封（二百圓）贈與

三、事件關係坑夫全部（四名）は本人の意思に基き繼續使用す
但し片岡喜三は既に本月四日解雇豫告を爲したる關係上歸郷を望めば解雇手當及歸郷旅費を支給す。

四、組合側は將來絶對本件に異議なき誓約書（別紙參照）と傷害事件關係者の處分に對し所轄警察署に願書（別紙）を夫々提出すること、

以上